

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年1月1日までの期間及び20年2月1日から21年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、19年4月から同年12月まで、及び20年2月から21年6月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月、同年12月、20年8月、同年12月に支給された賞与に係る記録については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、支給日を16年12月7日、標準賞与額を41万円に、支給日を17年7月8日、標準賞与額を40万円に、支給日を同年12月9日、標準賞与額を43万9,000円に、支給日を18年7月7日、標準賞与額を41万円に、支給日を同年12月12日、標準賞与額を45万円に、支給日を19年7月12日、標準賞与額を41万円に、支給日を同年12月15日、標準賞与額を15万円に、支給日を20年8月6日、標準賞与額を42万円に、支給日を21年4月9日、標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、平成21年7月1日から23年2月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円、21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、21年7月及び同年8月は26万円に、21年9月から23年1月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成21年12月に係る標準賞与額30万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の賞与の記録については、支給日を22年7月14日、標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 19 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 21 日まで  
② 平成 16 年 12 月 (賞与)  
③ 平成 17 年 7 月 (賞与)  
④ 平成 17 年 12 月 (賞与)  
⑤ 平成 18 年 7 月 (賞与)  
⑥ 平成 18 年 12 月 (賞与)  
⑦ 平成 19 年 7 月 (賞与)  
⑧ 平成 19 年 12 月 (賞与)  
⑨ 平成 20 年 8 月 (賞与)  
⑩ 平成 20 年 12 月 (賞与)  
⑪ 平成 21 年 12 月 (賞与)

私は、申立期間について、有限会社Aに勤務していたが、所持している給与明細書とねんきん定期便に記載された厚生年金保険料控除額とが相違している。また、所持している賞与明細書では、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便では標準賞与額の記録が無い。

申立期間について標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 16 年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月、同年 12 月及び 19 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 21 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、との厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 16 年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月、同年 12 月及び 19 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、21 年 7 月 1 日から 23 年 2 月 21 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期

間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額、及び申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間及び 20 年 2 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、26 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②から⑩までについて、申立人から提出された賞与明細書から、平成 16 年 12 月については標準賞与額 41 万円、17 年 7 月については標準賞与額 40 万円、同年 12 月については標準賞与額 43 万 9,000 円、18 年 7 月については標準賞与額 41 万円、同年 12 月については標準賞与額 45 万円、19 年 7 月については標準賞与額 41 万円、同年 12 月については標準賞与額 15 万円、20 年 8 月については標準賞与額 42 万円、同年 12 月については標準賞与額 16 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②から⑩までに係る賞与の支給日については、申立人が所持している預金通帳の賞与振込日及び申立人が当時、賞与明細書に記載していた日付から、平成 16 年 12 月 7 日、17 年 7 月 8 日、同年 12 月 9 日、18 年 7 月 7 日、同年 12 月 12 日、19 年 7 月 12 日、同年 12 月 15 日、20 年 8 月 6 日、21 年 4 月 9 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る算定基礎届及び賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額及び当該標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 20 年 1 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間①のうち、平成 21 年 7 月 1 日から 23 年 2 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、24 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 26 万円、21 年 4 月から同年 6 月まで、及び 22 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社 A における標準報酬月額を、平成 21 年 7 月及び同年 8 月については 26 万円に、21 年 9 月から 23 年 1 月までについては 28 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①に係る標準賞与額について、申立人から提出された賞与明細書から、平成 21 年 12 月については標準賞与額 30 万円に相当する賞与が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

なお、申立期間①に係る賞与の支給日については、申立人が所持している預金通帳の賞与振込日及び申立人の供述から、平成 22 年 7 月 14 日とすることが妥当である。

したがって、申立人の有限会社 A に係る平成 22 年 7 月 14 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、平成17年4月1日から同年9月1日までの期間及び18年9月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、17年4月から同年8月までは34万円に、18年9月から21年8月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月、同年12月、20年8月、同年12月、21年7月に支給された賞与に係る記録については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、支給日を16年12月7日、標準賞与額を55万円に、支給日を17年7月8日、標準賞与額を20万円に、支給日を同年12月9日、標準賞与額を29万3,000円に、支給日を18年7月7日、標準賞与額を17万円に、支給日を同年12月12日、標準賞与額を20万円に、支給日を19年7月12日、標準賞与額を18万円に、支給日を同年12月25日、標準賞与額を20万円に、支給日を20年8月6日、標準賞与額を18万円に、支給日を同年12月30日、標準賞与額を19万6,000円に、支給日を21年8月3日、標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、平成21年9月1日から23年2月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける21年9月から23年1月までの標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成17年4月1日から23年2月21日まで  
② 平成16年12月（賞与）  
③ 平成17年7月（賞与）  
④ 平成17年12月（賞与）  
⑤ 平成18年7月（賞与）  
⑥ 平成18年12月（賞与）  
⑦ 平成19年7月（賞与）  
⑧ 平成19年12月（賞与）  
⑨ 平成20年8月（賞与）  
⑩ 平成20年12月（賞与）  
⑪ 平成21年7月（賞与）  
⑫ 平成21年12月（賞与）

私は、申立期間について、有限会社Aに勤務していたが、所持している給与明細書とねんきん定期便に記載された厚生年金保険料控除額とが相違している。また、所持している賞与明細書では、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便では標準賞与額の記録が無い。

申立期間について標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成16年12月及び17年4月1日から23年2月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、との厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年12月及び17年4月1日から21年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、21年9月1日から23年2月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成17年4月1日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額、及び申立期間②から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 18 年 9 月 1 日から 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、17 年 4 月から同年 8 月までは 34 万円に、18 年 9 月から 21 年 8 月までは 36 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②から⑩までについて、申立人から提出された賞与明細書から、平成 16 年 12 月については標準賞与額 55 万円、17 年 7 月については標準賞与額 20 万円、同年 12 月については標準賞与額 29 万 3,000 円、18 年 7 月については標準賞与額 17 万円、同年 12 月については標準賞与額 20 万円、19 年 7 月については標準賞与額 18 万円、同年 12 月については標準賞与額 20 万円、20 年 8 月については標準賞与額 18 万円、同年 12 月については標準賞与額 19 万 6,000 円、21 年 7 月については標準賞与額 11 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②から⑩までに係る賞与の支給日については、申立人が所持している預金通帳の賞与振込日から、平成 16 年 12 月 7 日、17 年 7 月 8 日、同年 12 月 9 日、18 年 7 月 7 日、同年 12 月 12 日、19 年 7 月 12 日、同年 12 月 25 日、20 年 8 月 6 日、同年 12 月 30 日、21 年 8 月 3 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る算定基礎届及び賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額及び当該標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間①のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 2 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、34 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額  
額の決定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月まで、及び 22 年 4 月か  
ら同年 6 月までは、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主に  
より申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社 A における標準報酬月額を、平成 21 年  
9 月から 23 年 1 月までについては 38 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑫に係る標準賞与額については、申立人から提出された  
平成 21 年 12 月の賞与明細書から、賞与が支給されていたことが確認でき  
るが、当該賞与の支給日については、申立人が所持している預金通帳の賞  
与振込日から、23 年 3 月 11 日であると認められる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、平成 23 年 2 月 21 日に  
有限会社 A に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認  
できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する  
場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格  
を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81  
条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月に  
つき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 23 年 3 月 11 日は、申立人が厚生年  
金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与につい  
ては、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間⑫に  
おける厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできな  
い。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から同年12月まで

私は、平成6年10月に株式会社Aを退職し、その後すぐにB市町村役場の国民年金課で国民年金の加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年10月に株式会社Aを退職した後、B市町村役場の国民年金課で国民年金の加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書により保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人の申立期間に係る国民年金の加入記録は、社会保険事務所（当時）が、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日より後の同年4月14日付けで、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行ったことが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記の追加処理が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は既に時効であり、納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「これまでに交付された年金手帳は、現在所持している1冊だけであり、申立期間に係る国民年金の加入手続も、この年金手帳を持参して行ったはずである。」と述べているものの、当該年金手帳の国民年金記号番号の欄を確認したが、同欄は空欄となっており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。